

## 第7章 審議会等の活動状況

### 第1節 金融審議会

#### I 金融庁における金融審議会の開催

12年7月の金融庁の発足に伴い、金融審議会は金融庁に移管された（金融再生委員会、金融庁長官又は大蔵大臣の諮問機関）。

12年8月4日に金融庁移管後初回（通算第8回）の金融審議会総会が開催され、会長には貝塚啓明教授が互選された（中央大学法学部）。また、金融再生委員会、金融庁長官及び大蔵大臣により以下の諮問が行われた。

「経済・金融を取り巻く環境の変化を見据え、安定的で活力ある金融システムの構築及び金融市场の効率性・公正性の確保に向けて、金融に関する制度の改善に関する事項について、審議を求める。」

##### 1. 審議状況（資料7-1-1～3参照）

8月4日の総会において決定された運営方針に則り、第一部会・第二部会及び金融の基本問題に関するスタディグループが設けられ、以下のように審議が行われた。

###### （1）第一部会

第一部会では異業種参入に伴う銀行法等の整備、他業禁止の緩和等について、第151回通常国会での法制化等に向けた事項を中心に審議が行われた。そして、平成12年12月21日に第一部会報告「銀行業等における主要株主に関するルール整備及び新たなビジネス・モデルと規制緩和等について」が取りまとめられた。

###### （2）第二部会

第二部会では個人信用情報保護・利用に関する制度整備等について審議が行われた。そして、「個人情報保護基本法制に関する大綱」（個人情報保護法制化専門委員会、12年10月11日）及び個人情報保護基本法制の立案作業の進捗状況等を踏まえ、個人信用情報にとどまらない、金融分野における個人情報の保護等の在り方について、引き続き検討を進めていくこととされた。

（資料7-1-4～5参照）

###### （3）金融の基本問題に関するスタディグループ

近年の経済・金融を巡る情勢変化を踏まえ、中長期的な展望の下、時代のニーズを先取りした制度整備等にも取り組むためには、今後の我が国の金融システムの方向性について、基本的な考え方の整理が進められる必要がある。

こうした観点から、金融の基本問題に関するスタディグループが設置され、

まずは、今後の我が国の金融システムの方向性についての論点整理に向けた自由なブレーンストーミングを行っていくこととされた。10月20日の第一回会合以降、数回の会合が行われ、フリーディスカッションが行われた。

なお、スタディグループにおいては、中長期的な展望に立って自由に議論する観点から、時期的な目処を付けて検討の成果を取りまとめることを前提としない柔軟な運営が行われている。

## II 審議会統合による新たな金融審議会の開催

平成13年1月29日、中央省庁再編に伴う審議会の統合による新たな金融審議会の初回総会が開催され、昨年8月に行われた諮問に加え、公認会計士制度に関する新たな諮問が行われたほか、法令上設置されている金融分科会及び金利調整分科会に加えて、自動車損害賠償責任保険制度部会、公認会計士制度部会及び金融の基本問題に関するスタディグループが設置された。

＜内閣総理大臣、金融庁長官及び財務大臣による諮問（昨年8月に金融再生委員会、金融庁長官及び大蔵大臣により行われた諮問を引継ぎ）＞

「経済・金融を取り巻く環境の変化を見据え、安定的で活力ある金融システムの構築及び金融市場の効率性・公正性の確保に向けて、金融に関する制度の改善に関する事項について、審議を求める。」

＜内閣総理大臣及び金融庁長官による諮問（本年1月に新たに諮問）＞

「公認会計士制度を取り巻く環境の変化を見据え、公認会計士監査の一層の充実強化及び環境の変化に適合した公認会計士制度の整備に向けて、公認会計士制度の改善に関する事項について、審議を求める。」

### 1. 金融分科会における審議

2月22日には、金融分科会第1回会合が開催され、第一部会、第二部会及び特別部会が設置された。

#### （1）第一部会

第一部会においては、証券取引のグローバル化・情報化等に対応した市場のインフラ、取引の枠組み・ルールの整備等といった大きな切り口から議論を深めていくこととされ、具体的な項目については、部会審議の中から検討することとされた。

#### （2）第二部会

第二部会においては、銀行・保険会社等の金融仲介機能の在り方に関する各種事項として、①金融機能の向上に関する諸問題、②国民のニーズに応えた金融インフラの整備、③保険会社をめぐる総合的な検討、④国際的な観点も踏まえた金融機関監督、といった事項について審議することとされた。

ア. 保険の基本問題に関するワーキンググループ

(第2部第4章参照)

イ. 金融機能の向上に関するワーキンググループ

また、第二部会においては、緊急経済対策（4月6日）を受け、銀行の株式保有制限の在り方について4月13日に開催された第2回会合において審議が開始され、「金融機能の向上に関するワーキンググループ」が設置された。本問題については、可及的速やかに審議を進めていくこととされた。

ウ. 自己資本比率規制見直しワーキンググループ

4月13日の第二部会においては、あわせて、BIS規制見直しの動きなどの国際的な観点も踏まえた金融機関監督の在り方について検討していくため、「自己資本比率規制見直しワーキンググループ」が設置された。同ワーキンググループにおいては、①BIS規制等の自己資本比率規制がこれまでどのような役割を果たしてきたか、また、②今回のBIS規制の見直しにおいては、自己資本比率の計算方法、銀行のリスク管理や自己資本戦略に対する監督上のレビュー、銀行のディスクロージャーの在り方などの見直しが行われることとなる見通しであるところ、これらを国内の規制や検査監督の実務にどのように反映させるか、等の点について検討を行うこととしている。

(3) 特別部会

特別部会においては、金融分野における個人情報保護等の在り方について審議することとされている。この検討に関し、議論の前提となる「個人情報の保護に関する法律案」が、今国会に提出されたところであるが、特別部会では、同法案の内容との整合性に配意しつつ、金融分野において取り扱われる個人情報の性質及び利用方法に鑑み、具体的にどのような措置を講じていくべきかという観点から議論を行うこととされている。